



2019年2月13日

各位

会社名 東亜合成株式会社
(URL <http://www.toagosei.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 高村 美己志
(コード番号 4045 東証1部)
問合せ先 グループ経営本部IR広報部長 根本 洋
(TEL 03-3597-7215)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年3月28日開催予定の第106回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 最適な経営体制を機動的に整えることに備え、取締役のみならず、執行役員からも社長を選定できるよう現行定款第23条を変更するものであります。また、これに関連して、株主総会の招集権者を定める現行定款第13条および株主総会の議長を定める現行定款第15条についても、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、2001年4月から経営と執行の分離を図るべく執行役員制度を敷いていますが、上記変更に伴い、執行役員の選任および業務分担について明確にするため、規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴う条数変更、字句の修正、和暦表記の西暦への変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年3月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2019年3月28日(予定)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、<u>取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、<u>取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から<u>取締役社長1名</u>を選定する。ただし、必要があるときは、取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会長は、<u>当会社の業務を総理し、取締役社長は、当会社の業務を統理する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、<u>取締役社長に欠員または支障があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、<u>取締役社長に欠員または支障があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>または執行役員の中から社長1名</u>を選定する。ただし、必要があるときは、取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会長は、<u>当会社の経営を総理し、社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を統括し、これを執</u></p>

現行定款	変更案
<p>④ <u>取締役会長を選定せずまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がその職務を行い、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がその職務を代行する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条～第 40 条（条文省略）</p> <p>附則</p> <p>1. <u>平成 28 年 3 月開催の第 103 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 38 条第 1 項の定めるところによる。</u></p> <p>2. <u>平成 28 年 3 月開催の第 103 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>	<p><u>行する。</u></p> <p>④ <u>取締役会長を選定せずまたは欠員もしくは支障があるときは、取締役社長がその職務を行い、取締役社長に欠員または支障があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がその職務を代行する。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第 24 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第 25 条～第 41 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>1. <u>2016 年 3 月開催の第 103 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 38 条第 1 項の定めるところによる。</u></p> <p>2. <u>2016 年 3 月開催の第 103 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以上